

広島県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名	称	所 在 地	変 更 年 月 日
アイン薬局備後府 中高木店	高木町薬局	府中市高木町一八九番地 四	令和六年二月一日
広島県立総合リハ ビリテーションセ ンター（医科）	広島県立障害者リ ハビリテーションシ ョンセンター（医科）	東広島市西条町田口二九 五番地三	令和六年二月八日
広島県立総合リハ ビリテーションセ ンター（歯科）	広島県立障害者リ ハビリテーションシ ョンセンター（歯科）	東広島市西条町田口二九 五番地三	令和六年二月八日
ウイル訪問看護ス テーションみそ のつこ	訪問看護ステー ションみそ	東広島市西条町御蘭宇五 五八五番地一	令和六年一月一日